

第 2 2 期 第 2 1 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年4月28日（金）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名	
委 員	会 長	富 田 重 基	
	会長代理	立 石 政 男	
	委 員	古 川 今 日 志	
	〃	福 田 隆 一	
	〃	西 崎 昭 一	
	〃	田 村 義 夫	
	〃	柴 田 武 信	
	〃	山 本 幸 宏	
	〃	尾 野 明 彦	
	〃	野 土 一 公	
	〃	黒 滝 洋 子	
	〃	堀 内 精 二	
	〃	東 信 行	
	竹ヶ原 公		
	欠席委員	佐々木 信 昭	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人	
	主 幹	出 町 英 志	
	主任専門員	八 島 美 奈 子	
県 側	水産振興課	副 参 事	三 橋 潤 一 郎
		総括主幹	清 藤 真 樹
		主 幹	東 野 敏 及
	西北地方水産事務所	所 長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所	副 所 長	泉 田 哲 志

4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第21回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員の皆様には、委員会開催の御案内を申し上げましたところ、御多忙の中、御出席いただきまして、感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案1件、報告事項4件の予定がされております。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える14名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私からの指名でよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

異議なしの声がございましたので、今回の議事録署名人といたしまして、西崎委員と田村委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

早速、議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

会 長

次に、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料の方を1枚めくっていただいて、2ページ目を御覧ください。

いつものように、漁業種類、漁業を営む者の資格、それから許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について御説明させていただきます。

2ページ目は、めばる固定式刺し網漁業でございます。

3段に分かれていまして、1番上が小泊漁協19隻、中段が下前漁協3隻、一番下が新深浦町漁協1隻となっております。

3ページ目に移ります。

きす片側留刺し網漁業でございます。

親深浦町漁協で1隻となっております。

おめくりいただいて、4ページ目でございます。

うに・ほや潜水器漁業で、西共第27号漁業権者ということで、竜飛今別漁協でございます。

許可すべき漁業者は1人となっております。

5ページ目でございます。

小型いか釣り漁業（するめいか）でございます。

山形県に住所を有する者ということで、1隻となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

山本委員

きすの片留めって、これ、三枚網ですか。

水産振興課 三橋副参事

三枚ではなく、一枚網だと認識していました。

山本委員

分かりました。

会 長

他に御質問、御意見等ございませんか。

なければ、諮問どおりとすることといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

これで議案を終了し、次に報告事項に入ります。

①の「知事管理漁獲可能量の変更について（報告）」を県から説明をお願いいたします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは、特定水産資源であるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について、報告させていただきます。

お配りしている報告資料1を御覧ください。

これから説明するのは、令和4管理年度、既に3月いっぱい終わっている漁期の精算の話になります。

令和5年3月3日及び同年3月24日付けで、県は漁業法16条5項において準用

する同条4項の規定に基づき、知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

3月3日付けで公表した変更内容の概要については、30キログラム未満の小型魚が377.6トンから16.9トン減って、360.7トン。30キログラム以上の大型魚が589.9トンから1.1トン減って、588.8トンとなっています。

また、3月24日付けで公表した変更内容の概要については、小型魚が360.7トンから13.8トン減って、346.9トンとなっています。

これらは、国からの要望があり、くろまぐろ協定管理委員会の照会・回答を受けて、国の調整等に基づき、本県漁獲可能量を他の都道府県に譲渡したものです。

なお、これらの計画変更については、漁業法16条5項で準用する同条2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前諮問せずに行き、手続き後に報告する旨、令和4年1月13日付けで貴委員会に諮問し、適当である旨の報告を受けていることを申し添えます。

説明は以上です。

会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がございましたらお願いいたします。

堀内委員、何かございませんか。

堀内委員

ありません。

会 長

ないですか。

ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、御質問もないようですので、続いて、②の「第42回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について」を事務局から報告をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

報告資料2を御覧ください。

第42回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要です。

令和5年3月14日に東京都中央区のAP日本橋において、立石会長代理出席、傍聴者 長根、八島により開催されました。

会議の概要につきましては、議題として、(1)太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について審議されまして、原案どおり委員会指示を発動することを決定し、即日発動されております。

これまでの変更点といたしまして、ポツの一つ目の委員会指示の有効期限を現行の10か月から12か月に延ばして、通年としたこと。

また、採捕した場合の報告の期限の日数を10日から5日以内に短縮。

また、月別の漁獲量を次のとおりとしております。

刻みを例年より細かくいたしまして、4月・5月で5トン、6、7、8は8トンずつ。9月から12月で5トン。それ以降は、調整、40トン調整の上、差し引いた数量とするということに決定されております。その内容となっております。

(2)、(3)は、当海域とは関係ございませんので省略いたしまして、(4)令和5年度の資源管理予算について、説明がありました。

この数字は、当初予算額となっております。積立プラス漁獲共済の掛け金追加補助等202億、セーフティネットが18億等となっておりますが、これは、あくまでも当初予算額ということで、例年ですと、一次、二次補正がかかりまして、増額となっている例が多くございます。

②になりますが、マアジとマサバ、マイワシの資源管理の方針の概要について説明がありました。

③ですけれども、次回開催につきましては、状況をみまして書面か対面により、柔軟に対応するという事です。

来年の3月頃も、また、同じような発動があるので、これにつきましては、開催予定だということです。

以上です。

会 長

ただ今、事務局からの報告事項②を説明させていただきましたけれども、このことについて、何か委員の方、御質問、御意見等ございませんか。

堀内委員

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

堀内委員

その他の（４）ですね。その他にあります、「令和５年度資源管理予算について」とありますが、その中で、漁船等のリース方式による導入支援とあります。

これは、昨年度に比べて５億増えて、３０億円。

他の都道府県では、漁具・漁船リースの申請者が多数おります。他の都道府県では、抽選で配分を行っていると同っております。

これ、青森県は、何故このリース事業、進まないのか。漁船・漁具等で。その辺、県でお答えできるのであれば、教えていただきたいです。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

漁船リース事業につきましては、前の基金による方式でのリース事業。

今は、補助事業に切り替わりまして、リース事業が、新リース事業という形で行われているんですけども、基金の時のリースの希望者が、まだ事業を終えていない状況なんです。造船所が空いていないということで。

それが、まず、今でも造船所を作ってリースに本格的に行くという状況が、まだ続いております。

それから、希望の方は、リース協会等で取っているんですけど、実際に希望者が出てきていないという現状でございます。

その理由ということにつきましては、まだ、詳細には分析していないんですけども、ちょっと、最近の水産の状況からいって、ある程度、そういう、リースといえ投資ですので、控えているのではないかなというふうに考えております。

堀内委員

会長。

会 長

はい、どうぞ。

堀内委員

多分、漁船等のリースはそうだと思います。

ですが、漁具リースですね、こちらの方は、私の知る限り、太平洋側、日本海側、定置漁業者は導入して欲しい、という声が多数あります。

その辺は、進捗については、どうお考えでしょうか。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

漁具リースの方は、漁船リースの積み残し分を今やっているという状況で、リース協会の方でも、まだ、本格的に動いてはいないと思います。

リース協会の方に、そういう要望があるという旨伝えて、対応できるのであれば、していただきたいと思っております。

堀内委員

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

堀内委員

要望は多々あると思います。

ただ、このリースに入っていくための制度上、漁具共済も加入しなければならない。その加入金額が非常に高い。それが、ちょっと弊害というか、あるかと思っています。

私が聞いたところでは、静岡県では、その漁具共済の分を県が負担していると。一時負担して、制度上、上手くやっているんだと思うのですが、それを使って漁具リースを行っているという県もあると聞いております。

是非、こういう不漁、魚価安の際、漁具の新規更新、大変難しいものがありますが、県の方には、是非、漁具リース、対応していただきたいと思います。

以上です。

会 長

漁船リースについては、当初から機関換装の2分の1とちょっと別物だということが出てきたメニューなんですけども。

まず、リース事業に入る際には、とにかく、漁協が漁業者に個別にリースするというのが第一義で、その次にリースした後の様々な償還計画とか、事業概要とかを漁協がそういうのを事務代行するような形でやっていくというのが、最初、ネックになって。それで、漁協の事務の煩雑化が増えていくだけだということで、なかなか弱小の漁協は、ちょっと、事務のそういう停滞が起きるということで手を出さなかったというのも一つ、一因ではございます。

皆さんの中でも、応募すれば、やってもいいという漁業者もいるんですけども、逆に漁協の事務方の方がとてもこれは、何て言うんでしょう、税理士クラスのレベルで

ないとできないとか、そういうことも出てきたりして、なかなかとっつきにくいというか、そういうこともございますので、その辺もひとつ停滞しているところかなと思って。

先ほど、堀内委員の方から、静岡とか、例えば銚子とか、そういうところでは、ある程度、進んではいるんですけども、一つには、そこの中で、例えば、市役所とか、そういうところから、ある程度、そういうプロパーな人間が出向して、それを代行したりしているという事例もございます。そのぐらい、事務の煩雑さというのが、一方ではリース事業にはのしかかってくるというのもあって、青森県の各単協で抱える事案では、ちょっと大きいのかな、というのがハードルになっていると思います。

そういうことです。

私の知っている限りでは、そういうことですので。漁協の負担というのが、一番やりにくいというところだと思っておりますけども。

どうでしょう。

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

そういう要望があって、事務的な処理でということであれば、御相談いただければ、こちらの方で指導とか、そういうのはできるかと思います。

是非、そういうのがあって、有望な方がいて、そういう事務的なもので止まっているというのであれば、こちらに御相談いただければなと思います。

会 長

堀内委員、よろしいでしょうか。

堀内委員

はい。

会 長

他の委員の方、ございませんか。

それでは、他に御意見、御質問もないようですので、続きまして、③の「令和5年度年間計画について」を事務局から報告をお願いいたします。

長根事務局長

報告事項の資料の3を御覧願います。

年間計画の真ん中の列になりますが、西部の委員会におかれましては、ほぼ毎月の開催の予定です。昨年度との変更点は、外海の免許関係の部分が無くなった部分に加えて、今度は、湾内の方の免許の作業が入ってきますので、水色の部分と公聴会等が

追加になります。

毎月の開催の内容につきましては、ほぼ去年度と同じ内容となっております。
以上です。

会 長

ただ今、説明が終わりましたけども、委員各位から何か年間計画についての御質問等、ございませんか。

計画ですので、このままで良いですよ。

ありがとうございます。

それでは、御質問がないようですので、続いて、④の「令和5年度農林水産関係職員の配置について」を事務局から報告をお願いいたします。

長根事務局長

資料4を御覧願います。

5年度の配置ですけども、ほぼほぼ4年度と同じメンバーとなっております。

冒頭、挨拶いただいたお二人の異動が、一番大きい部分となっております。

あと、県関係ではありませんが、裏側の2ページ目の産業技術センターの水産関係、職員関係の所長等が異動となっております。あとは、各自においてお目を通していただければと思います。

以上です。

会 長

農林水産部関係職員の人事についてですけども、御質問等ございますか。質問してもしようがない。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

分かりました。

それでは、以上、これを持ちまして、全ての案件を終了しましたので、第22期第21回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時53分

この議事録を証するため、青森県海区漁業調整委員会規程第13条第2項の規定に基づき、会長及び委員をもって署名する。

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長

委 員

委 員